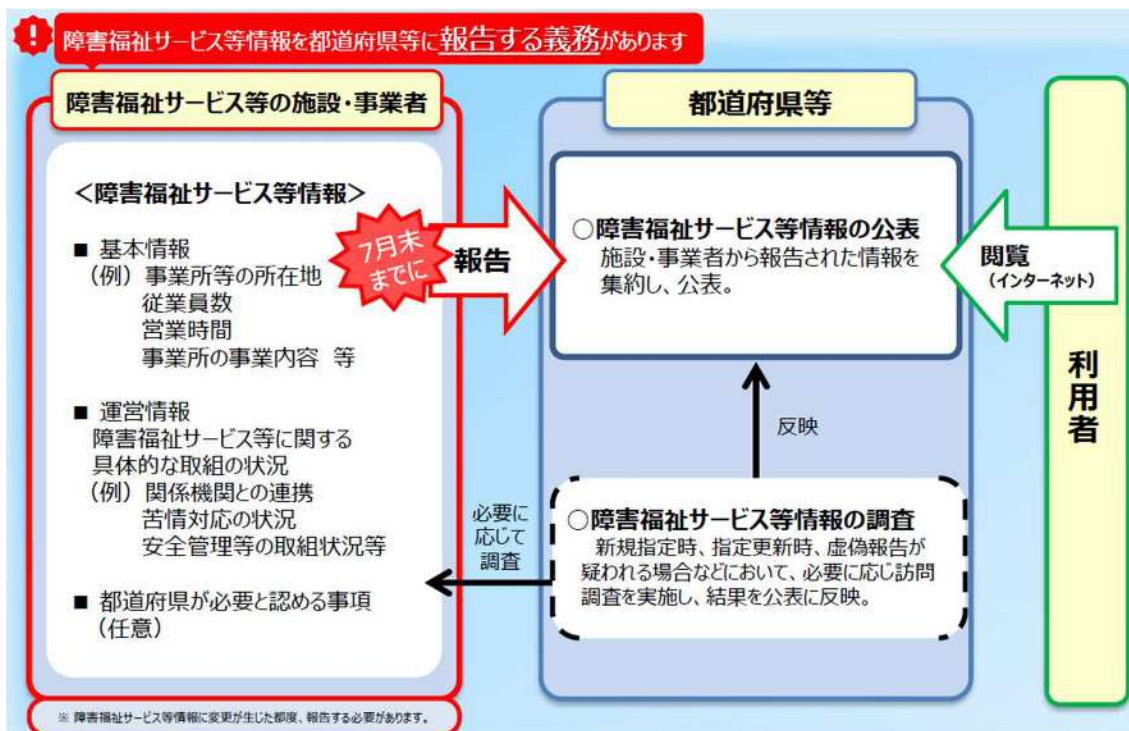


情報公表制度について

(1) 制度概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成 28 年 5 月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成 30 年 4 月に施行されました。



(2) 事業者による県への報告

障害福祉サービス等情報公表制度は、独立行政法人福祉医療機構(以下「ワムネット」という。)によって運営されています。

福島県が指定している障害福祉サービス等事業所を運営する事業者(法人)は、ワムネットが運営するシステムを通じて障害福祉サービス等情報を毎年1回、県に報告する必要があります。(中核市内に事業所がある場合は、所在中核市に報告)

令和7年度の報告については、原則、令和7年7月31日(木)までに報告を行ってください。

(3) 情報公表未報告減算について【令和6年4月新設】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、**情報公表の報告が行われていないことが確認された場合は、情報公表未報告減算（以下「減算」という。）が適用されることとなりました。**

減算については、厚労省留意事項通知において「法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する」こととされています。

特に、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分まで遡って減算が適用されます（令和6年4月1日以降に開所した新規事業所は、令和6年10月分の報酬から減算が適用されます）ので、まだ報告を行っていない事業所については7月31日までに、必ず手続きを行ってください。

なお、福島県における未報告の確認調査としては、①指定更新に係る申請があった場合 ②社会福祉課における指導監査 ③障がい福祉課及び児童家庭課による報告状況の確認（毎年8月以降を想定）を予定しております。

また、減算適用となる場合は、「減算有り」とする届出書が必要です。介護給付費等算定に係る体制等届出書を提出してください。報告を行っていない状況が解消された場合は、「減算無し」とする届出が改めて必要です。

(4) その他

○誤って申請してしまった場合は、障害福祉サービス等事業所の指定を受けた各自治体（福島県又は中核市）までご連絡ください。自治体において申請の差戻しを行うことで、情報の修正・再申請が可能になります。

○ログインIDをお忘れの場合は、障害福祉サービス等事業所の指定を受けた各自治体（福島県又は中核市）までご連絡ください。

○パスワードを忘れた方はこちら↓の再発行手順を御確認の上、ご対応願います。

https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/shofukupubsys/info/func_passreset.pdf

○ワムネットシステムを通じた報告を行うには、システムに事業所が登録されている必要があります。つきましては、各法人において、システムに事業所が登録されているかを御確認ください。登録されていない又は廃止（休止中）のサービスがある場合は、以下アドレスまで御報告ください。

報告先：shougaizaitaku@pref.fukushima.lg.jp

○詳細については、県のホームページを御確認下さい。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/jyouhoukouhyou.html>

令和 7 年度福島県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

1 基準日

令和 7 年 4 月 1 日

2 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

3 報告の対象となる事業者等

（1）対象サービス

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

（2）対象事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項に規定する事業者とする。具体的には、（1）に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち、次のいずれかに該当する事業所とする。

ア 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者（ただし、県内の福島市長、郡山市長及びいわき市長以外の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。）（以下「既存事業所」という。）

イ 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（ただし、県内の福島市長、郡山市長及びいわき市長以外の市町村長

から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。)(以下「新規事業所」という。)

4 事業者ごとの報告の内容、方法等

(1) 報告の内容

事業者が報告する具体的な内容は、以下のとおりとする。

- ア 既存事業所 別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報
- イ 新規事業所 別添 1 基本情報

(2) 報告の方法

原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じ知事へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

(3) 報告の開始

- ア 既存事業所 令和 7 年 5 月 1 日
- イ 新規事業所 事業者指定を受けた日

(4) 報告の期限

- ア 既存事業所 令和 7 年 7 月 31 日
- イ 新規事業所 事業者指定を受けた日から 1 か月以内

5 障がい福祉サービス等情報の公表時期

- (1) 既存事業所 令和 7 年 9 月末を予定
- (2) 新規事業所 (4) イの報告期限から 1 か月以内

6 障がい福祉サービス等情報の更新の取扱い

原則、報告は年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、事業者は知事に報告する。

7 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

福島県保健福祉部障がい福祉課

施設福祉 (TEL : 024-521-7240)

在宅福祉 (TEL : 024-521-7171)

福島県こども未来局児童家庭課

(TEL : 024-521-8382)

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

情報公表未報告の事業所への対応

厚生労働省資料より抜粋

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。